

“ひかり輝く”新たな五木村振興計画

基本計画



令和5年5月

五木村・熊本県・国土交通省

目次

はじめに（巻頭言）	・・・・・・・・	2
＜基本計画＞		
I 五木村の現状と課題	・・・・・・・・	6
II 五木村への説明及び村民等への意見の聴取	・・・・・・・・	8
III “ひかり輝く”新たな五木村の実現に向けて	・・・・・・・・	9
IV 計画の着実な実現に向けて	・・・・・・・・	14
（参考資料）		
熊本県五木村振興推進条例	・・・・・・・・	16
熊本県五木村振興基金条例	・・・・・・・・	18
五木村を巡る主な歴史	・・・・・・・・	19

はじめに（巻頭言）

- ・ 熊本県知事 蒲島 郁夫
- ・ 九州地方整備局長 藤巻 浩之
- ・ 五木村長 木下 丈二

昭和38年から3年連続で川辺川、球磨川において大規模な洪水が発生し、五木村をはじめとする球磨川流域に大きな被害をもたらしました。五木村の皆様が、その災害から懸命に復旧を目指される中、国は、熊本県や下流域の要望を受け、昭和41年に川辺川ダム建設計画を発表しました。これにより、五木村においては、村の中心部の移転が求められることなどから、村を挙げての反対運動が繰り広げられるなど、大きな混乱が生じてしまいました。

このような中、五木村は、下流域の方々の命と財産を守ることが何より大切とし、平成8年に、苦渋の選択として、川辺川ダム本体工事の着工に同意する協定を締結されました。

その後、ダムを前提とした村づくりは進められていましたが、川辺川ダム問題は地域を分断する問題へと激化していきました。そうした状況下において、知事に就任した私は、これまでの地域の対立を乗り越え、結束して地域の発展を目指す必要があると考え、平成20年に川辺川ダム計画の白紙撤回を表明しました。

このことにより、五木村は、村の振興の方向性の転換を余儀なくされることになりましたが、生活再建事業や基盤整備、さらには観光振興、移住・定住の促進など、ダムを前提としない新たな村づくりに懸命に取り組んでこられました。

そのような中、令和2年7月、これまでに経験したことがないような豪雨が発生し、球磨川流域に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命と財産を奪い去りました。

私は、二度とこのような被害を起こしてはならないと固く決意し、一日も早い球磨川流域の復旧・復興と安全・安心を実現することを心に誓いました。そして、流域の皆様の願いである「命と環境の両立」にお応えするため、新たな流水型ダムを含む「緑の流域治水」を推進することを表明しました。

この私の表明により、再び五木村の皆様を困惑させることになりました。このことについて、改めて、深くお詫び申し上げます。

ダムの方向性が二度にわたり、大きく転換されたことは、長きにわたりダム問題に翻弄されてきた五木村の皆様にとって、直ちには受け入れ難く、村の将来に不安を抱いている方が多いことは承知しております。

そのため、引き続き、県としても、国とともに、流水型ダムが五木村に与える環境影響等について丁寧に検証、検討を重ねるとともに、説明を尽くして参ります。

一方、半世紀にわたるダム計画による急激な人口減少と産業の停滞に直面する五木村の振興は待ったなしです。長年の課題である平場の造成をはじめ、生活基盤の整備や新たな産業の創出など、五木村の新たな振興を一日も早くスタートさせる必要があります。

県議会においても、平成20年に議員提案により五木村振興推進条例を制定いただき、令和4年には、条例改正により、五木村の振興を改めて県政の最重要課題として位置付けていただきました。

こうした大きな後押しをいただきながら、五木村の苦難の歴史を受け止め、これまで以上の責任と不退転の覚悟のもと、県庁を挙げて時間的緊迫性を持って新たな振興計画に基づく取組みを推進して参ります。

令和5年5月

熊本県知事 蒲島 郁夫

五木村に足を踏み入れるたび、そびえ立つ山々、そして、川辺川のせせらぎ、川と山が織り成す地形の美しさに驚きを感じるとともに、その中で育くみ繋いできた人々の長い営みに畏敬と感動を覚えます。

こうした自然の恵みと歴史や伝統の中で育まれた五木村を、ここから先への未来へ繋いでいくことが、我々世代に課せられた使命であることを改めて感じるとともに、未来の世代へその意思を受け継いでいくことも重要なことと考えます。

これまで、昭和41年の川辺川ダム建設計画発表以降、五木村の皆様が、その時代、それぞれの世代において様々な思いを抱いてこられたことは、我々の胸に深く刻まなければなりません。特に、既にこれまでに球磨川流域の発展のために、500世帯近くもの方々に、苦渋の決断の上、先祖伝来の土地を提供頂き、新たな地で生活を紡ぎ始めるなど、並々ならぬご協力を頂いていることに対し、改めて心より感謝申し上げます。

そのような中、令和2年7月には、改めて自然の猛威に晒され、球磨川流域全体を飲み込む豪雨災害や、至るところで土砂災害が発生し、多くの人命が失われるとともに地域社会や経済に未曾有の被害をもたらしました。

この自然の脅威と深い悲しみは、到底忘れられるようなものでなく、二度と同じような被害に遭うことのないように、国、県、市町村、住民が結束し、未来を創造していく必要があります。その中で、国としては、必要な治水対策と復旧・復興、そして地域振興に対して最大限の対応を図っていくことが必要であると、固く決意しております。

そして更に、今後も激甚化する水災害に対しても、この地域が持続的に発展していけるよう、他者への思いやりや感謝の気持ちを共有しつつ、上流から下流まで流域全体で、あらゆる関係者と連携し、未来創造に資するあらゆる対策の実行が必要であるとの認識に立って、国はその先頭に立って行動してまいります。

特に、人口減少や高齢化が年々進行している五木村においては、何よりも優先すべきは地域振興であります。そして、創造的復興を目指す球磨川流域においてこそ、これまで以上に五木村の地域振興をより具体的にかつ速やかに進めていく必要を感じます。

そのような中、このたび国・県・村が一体となって「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」を新たに策定するに至りました。

この振興計画の合意は、五木村の未来創造のための新たなスタートであり、振興策の具体化に向けた「みちしるべ」となるものです。国は、五木村のひかり輝く未来を築いていくために、熊本県と力を合わせ、具体的な取組を強力に実行し五木村の皆様と供に歩んでいくことをお約束いたします。

令和5年5月

九州地方整備局長 藤巻 浩之

本村は、昭和41年の川辺川ダム建設計画発表以降、ダム問題に翻弄されてきました。

平成8年に苦渋の選択としてダム本体着工に同意し、「ダムを前提とした振興」に取り組んできましたが、平成20年の知事によるダム建設の白紙撤回、翌21年の国土交通大臣によるダム本体工事中止の表明によって、「ダムによらない村づくり」への方針転換を余儀なくされました。

その後、本村は、県と共同で策定した「ふるさと五木村づくり計画」に基づくソフト対策や国・県・村の三者による生活再建策によって、産業の振興、移住定住の促進、道路や施設等の基盤整備等を進めた結果、各分野で一定の成果を上げたものの、人口減少に歯止めはかかっておらず、村づくりはまだ道半ばの状況です。

そのような中、球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨が発生したことを受け、知事は新たな流水型ダムを含む「緑の流域治水」の推進を表明し、令和4年8月には国、県において球磨川水系河川整備計画が策定されました。このことによって、本村の村づくりは再び大きな岐路に立たされることになり、村民の皆様から村の行く末に対する不安の声をいただいています。

一方、村の現状を見ますと、人口減少や少子高齢化の進行に加えて、デジタル化の進展や自然災害の激甚化など、社会環境の変化に適切に対応することも求められています。

このようなことから、私は、五木村の地域振興はダム問題の進展を待つことなく、強い危機感を持って迅速に取り組むことが必要であると考えます。

そこで、今般、これらの課題に立ち向かうため、国、県とともに「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」を策定しました。

この計画は、「誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まる“ひかり輝く”新たな五木村」を基本理念とし、これまでの取組みを継承・発展させ、更に、雇用の場や住まいの確保等を目的とした平場の造成など、新たな振興策に取り組む内容となっています。

今後も国、県としっかり連携し、村民の皆様のご意見もいただきながら、「子どもに夢を・若者に力を・高齢者に笑顔を」をスローガンに、「ひかり輝く」五木村を実現するため、私が先頭に立ち、全身全霊で取り組んでまいります。

令和5年5月

五木村長 木下 丈二

I 五木村の現状と課題

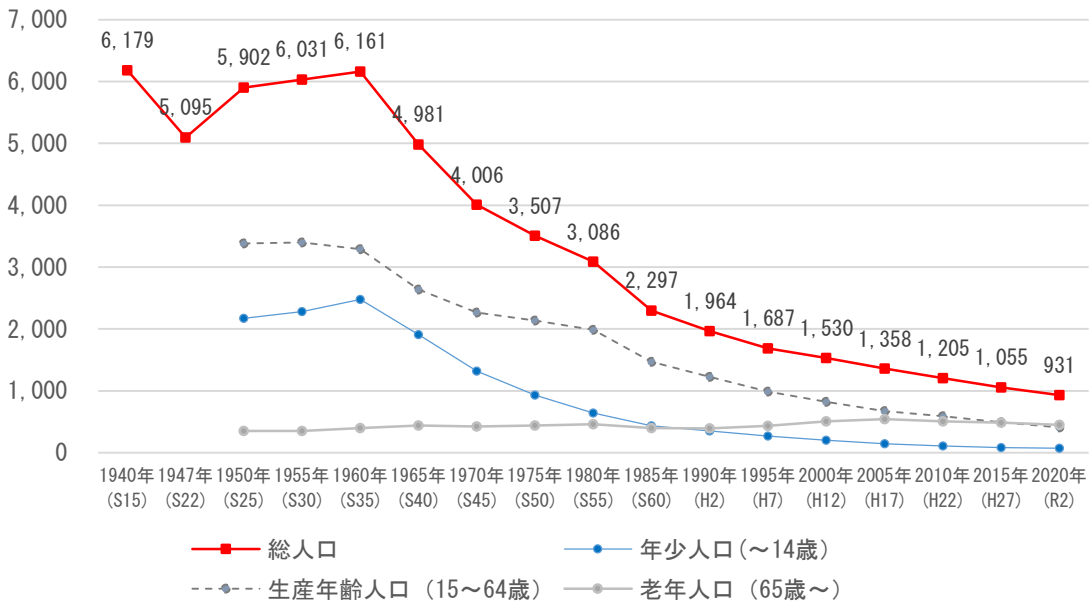
(1) 人口動態

全国的に人口減少や高齢化が進行する中、五木村においても、これまで人口の流出に歯止めがかからず、2020年（令和2年）国勢調査においては、総人口が931人で県内最少となっている。

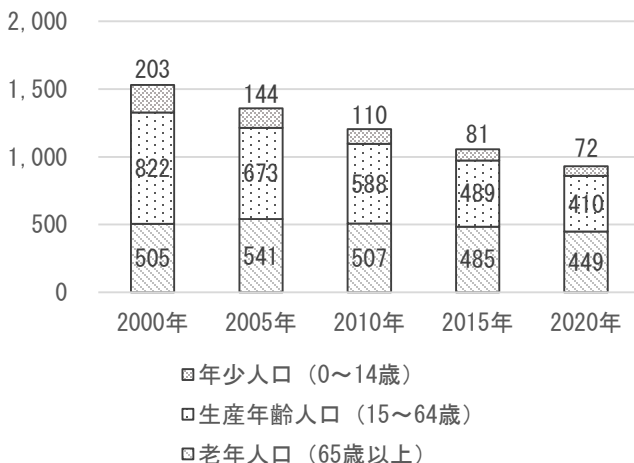
人口の推移については、1940年（昭和15年）に6,179人とピークを迎え、1960年（昭和35年）以降、減少傾向が続いている。近年では、1966年（昭和41年）の川辺川ダム建設計画発表以降、人口減少が顕著となり、特に年少人口と生産年齢人口の減少が大きくなっている。

そのため、高齢化率も徐々に高くなり、2020年（令和2年）の高齢化率は48.2%と県平均31.4%を大きく上回り、山都町に次いで第2位の高齢化率となっている。

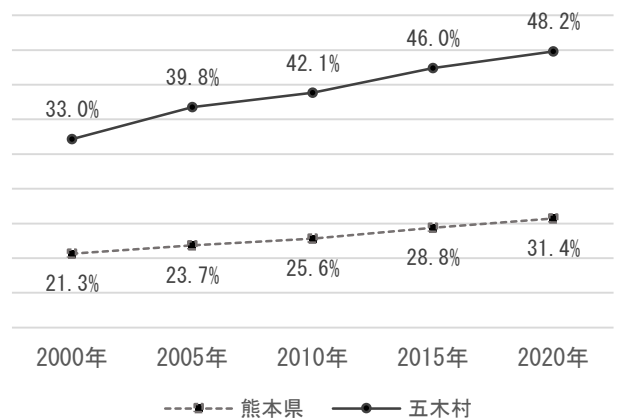
五木村人口推移



五木村年齢三区分別人口推移



高齢化率の推移



(2) ふるさと五木村づくり計画の成果と課題

人口の流出や産業の衰退に歯止めがかからない状況の中、更なる村の活性化に向けた取組みは急務となっており、国、県は、村と一体となって、これまでにない新たな取組みや将来を見据えた取組みを、危機感とスピード感を持って進めていく必要がある。

本計画は、平成21年に策定した「ふるさと五木村づくり計画」の取組みの成果を継承した上で、新たな振興計画として策定する。

【主な取組み】

○ ハード事業

- ・ 溪流ヴィラITSUKI
- ・ 五木源パーク
- ・ 五木村歴史文化交流館「ヒストリアテラス五木谷」
- ・ 宮園地区公園整備



ヒストリアテラス五木谷



溪流ヴィラITSUKI

○ ソフト事業

- ・ バンジージャンプやカヤック体験等のアクティビティの充実
- ・ 林業大学校県南校の開校
- ・ ドローンスクールの開校
- ・ 新たな村の特産品（くねぶ）の生産拡大・商品開発
- ・ 県内初の「特定地域づくり事業協同組合」認定による雇用確保の取組み



くねぶハンドクリーム

くねぶサイダー



特定地域づくり事業協同組合認定証交付式

【成果】

2020年（令和2年）の総人口は931人で、当時の国立社会保障・人口問題研究所の推計値（831人：H17基準）を上回っており、人口減少のスピードを鈍化させるなど、「ふるさと五木村づくり計画」に基づく取組みの成果が一定程度現れている。

【課題】

- デジタル化や新型コロナウイルス感染症、自然災害の激甚化・多発化などの様々な環境の変化への対応が必要
- 人口の流出や産業の衰退に歯止めをかけるため、総合的な子育て支援や新たな平場の確保等を含む新たな振興策に積極的に取り組み、更なる村づくりの推進が必要

Ⅱ 五木村への説明及び村民等への意見の聴取

令和2年度

■ 五木村・村議会への説明（11月23日）

- ・令和2年7月豪雨災害を受け、村と村議会に対して、県から「新たな流水型ダムを含む“緑の流域治水”」を表明した経緯について説明。五木村の新たな振興に対する考え方と新たな財政支援（10億円）を表明。

令和3年度

■ 村内企業・団体等との意見交換（7月2日～8月20日）

- ・県と村で村内企業・団体等との意見交換を実施し、村の現状や課題等について御意見・御要望を聴取。【計40者と意見交換を実施】

■ 九州地方整備局長・知事 五木村・村議会 訪問（12月7日）

- ・九州地方整備局長と知事が五木村を訪問し、村と村議会に対して、流水型ダムを生かした五木村の振興に、国・県一体となって取り組んでいくことを表明。

令和4年度

■ 村民説明会（6月5日）

- ・知事出席のもと、県から村民の皆様にも、流水型ダムを含む緑の流域治水を表明した経緯や、「新たな五木村振興計画の方向性（案）」について説明し、御意見・御要望を聴取。

時間帯	開催場所	出席者（村民）
午前10時～	五木東小学校体育館	93人
午後2時～	宮園体育館	31人
村民出席		124人

■ 五木村行政座談会（6月20日～8月10日）

- ・村主催の行政座談会に、国・県も出席し、村民の皆様から御意見・御要望を聴取。
【19地区計25回開催 村民200人出席】

■ 業種別会議（7月27日～9月30日）

- ・村主催の業種別会議に、国・県も出席し、事業者の皆様などから御意見・御要望を聴取。
【5業種計7回開催 事業者44人出席】

■ 五木村・村議会との意見交換（9月～3月）

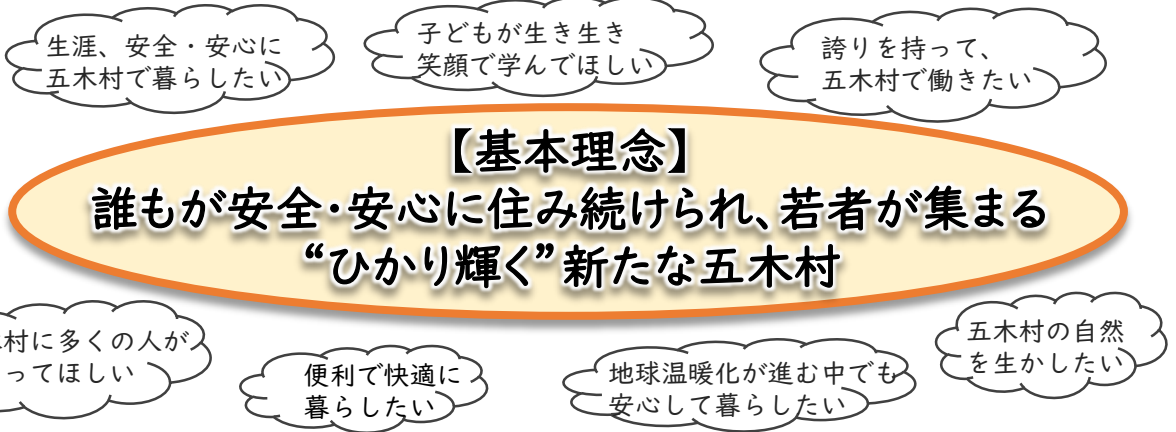
- ・新たな五木村振興計画（案）について、村・村議会と意見交換を随時実施。

※このほか、村議会での議論や、村主催の会議、事業者等への個別訪問などを実施するなど、様々な機会を捉えて、村民の皆様への御意見・御要望を聴取。

Ⅲ “ひかり輝く”新たな五木村の実現に向けて

1. 基本理念

本計画においては、「ふるさと五木村づくり計画」の取り組みや、村・村議会、さらには村民の皆様からお聴きしてきた御意見・御要望を踏まえ、今後の新たな五木村の振興に向けた「基本理念」、「目指す姿」、「方向性」を以下のように定め、国・県が村と一体となって、速やかに取り組んでいくものとする。



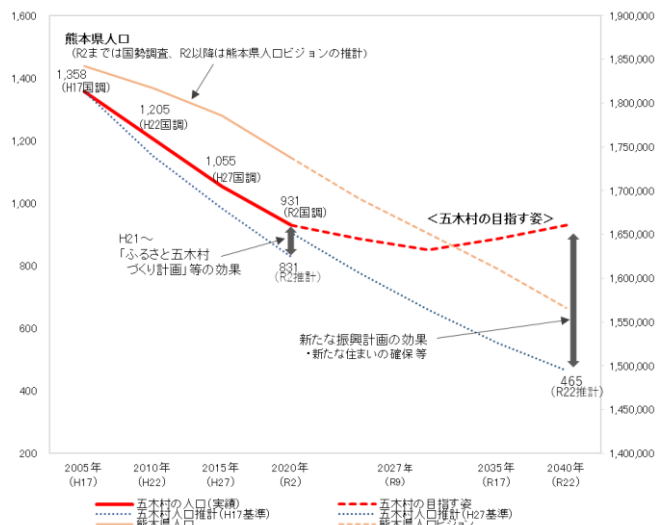
2. 目指す姿・方向性等

< 目指す姿 >

- 生涯を通じて高齢者が安心して暮らせ、子どもの笑顔がはじける“五木村”
→ **【方向性1】生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進**
- 村内外の人が輝き、若者も高齢者も住みよい環境と生きがいを持って働ける“五木村”
→ **【方向性2】豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出**
- 誰もが安全・安心で、便利で快適に暮らせる“五木村”
→ **【方向性3】新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備**
- 五木村の魅力（宝）を求め、国内外から様々な人が集う“五木村”
→ **【方向性4】豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興**

< 目指す方向 >

本計画においては、これまでの移住・定住促進等の施策に加え、それらの取り組みの基盤となる、平場の確保による新たな住まいの確保等の取り組みを進めることで、五木村の人口減少を食い止め、子どもやその親世代を含めた若年層の人口の増加を図り、基本理念である「誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まる“ひかり輝く”新たな五木村」の実現につなげる。



【方向性1】生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進

村民の皆様からの主な意見・要望(概要)

- ・高齢者が安心して暮らせる住宅を整備してほしい。
- ・集落を集約するなど、高齢者が安心して暮らせる拠点をつくってほしい。
- ・消防団などは若い世代の負担となっている。民間に任せられないか。
- ・高齢化により地元のお堂の管理が難しくなっている。また、維持管理のための支援があれば良い。
- ・診療所まで行かなくても、診療・投薬が受けられるようにしてほしい。
- ・家に居ながら、買い物ができるようにしてほしい。
- ・コミュニティバスの使い勝手を良くしてほしい。
- ・少子化で子どもの数が減少しており、廃校にならないようにしてほしい。
- ・子どもの通学や子育ての支援をしてほしい。

【これまでの取り組み】

五木村では、介護予防や高齢者などの移動・買い物支援、安否確認を兼ねた給食宅配サービスなど、高齢者の支援に取り組むとともに、「のびのび子ども教室」の開催や英語教育の推進など、村の特性を踏まえた教育に取り組んできた。

また、地域コミュニティの維持や、五木の子守唄や太鼓踊り・棒踊りなど、地域の伝統文化や誇りの保存・継承に取り組んできた。

【今後の課題】

人口減少や高齢化の進行が懸念される中、ICTの進展や新型コロナウイルス感染症の発生など、新たな環境の変化も生じている。これらを踏まえ、安心して生活できる環境整備や、ICTを活用した便利な村づくり、五木村の環境や特性を生かした特色のある教育の推進、子育て環境の充実を図るとともに、人と人とのつながりや地域の中で代々受け継がれてきた文化や誇りを次世代につなぐなど、子どもから高齢者まで生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進に取り組む必要がある。



<目指す姿の実現に向けて取り組むべき施策>

【施策①】誰もが安心して暮らせる“むらづくり”の実現

【施策②】人と人とのつながりや地域の文化・誇りの継承

【施策③】最先端技術を活用した便利な暮らしの実現(五木版DXの実現)

【施策④】少人数教育を生かした人材の育成及び子育て環境の充実

【方向性2】豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出

村民の皆様からの主な意見・要望(概要)

- ・ 林業従事者の育成・人材確保をしてほしい。
- ・ 林業施業を機械化してほしい。
- ・ ゼロカーボンの取組みを進めてほしい。
- ・ 鳥獣被害で農林産物の収入が安定しない。鳥獣被害対策に取り組んでほしい。
- ・ 村の特産品（くねぶなど）の振興をしてほしい。
- ・ 空き家対策や空き家の活用を進めてほしい。
- ・ 人吉球磨地域の木造仮設住宅の移設等、五木村内に住宅を確保できないか。
- ・ 村営住宅の清掃などの生活環境整備をしてほしい。
- ・ もっと五木村複業協同組合を活用すべき。
- ・ 農林業の振興のため、県有林を有効活用できないか。

【これまでの取組み】

五木村では、五木産材のブランド化や林業従事者の確保などによる林業振興、くねぶやシイタケなどを活用した物産振興に取り組んできた。さらに村内企業の事業規模拡大や雇用創出支援などの商工業振興に取り組むとともに、空き家バンクの登録など、移住・定住の促進に取り組んできた。

【今後の課題】

脱炭素社会の実現やSDGsの推進など、環境や価値観の変化が進む中、五木村の強みを更に生かしていくためにも、森林資源やくねぶなどの特産品を活用した振興を強力に推し進めるとともに、五木村の豊かな恵みを生かした再生可能エネルギー導入などの新たな産業や、五木村複業協同組合等を生かした雇用の創出に取り組む必要がある。



＜目指す姿の実現に向けて取り組むべき施策＞

【施策①】豊かな森林資源の循環利用の推進による雇用と新たな産業の創出

【施策②】ゼロカーボン時代の“環境”を核とした新たな産業の創出

【施策③】農業・商工業・物産等の振興と人材の確保

【施策④】すまい・仕事が一気となった移住・定住の促進

【方向性3】新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備

村民の皆様からの主な意見・要望(概要)

- ・ライフラインの整備を進めてほしい。
- ・インターネット回線を高速化してほしい。
- ・五木村には平場がなく家も建てられない。
- ・水道施設が老朽化している。更新や設備の改修等をしてほしい。
- ・災害時に停電すると情報が遮断される。早く情報が届くようにしてほしい。
- ・五木ダムを整備するなど、流水型ダムの上流域の安全・安心も確保してほしい。
- ・河川整備だけでなく、砂防ダムの整備や治山事業を実施してほしい。
- ・出水時や冬季に陸の孤島にならないように、国道445号や県道宮原五木線等の整備をしてほしい。また、県道宮原五木線にトンネルを整備してほしい。
- ・村道白蔵線を早く復旧してほしい。

【これまでの取組み】

五木村では、生活再建基盤事業として、川辺川ダム建設事業や水源地域整備計画に基づく事業、五木村振興交付金や国の交付金等を活用した道路や通信基盤の整備、さらには、国・県による治水対策や治山・砂防事業が進められてきた。

【今後の課題】

今後も、村民の便利で快適な暮らしの実現や新たな産業の創出に向け、最新の通信ネットワークの構築や、新たな生活拠点、道路の整備を行うとともに、安全・安心な生活環境の実現に向けて、地球温暖化の影響を踏まえた治水対策や治山・砂防対策を強化していく必要がある。



<目指す姿の実現に向けて取り組むべき施策>

【施策①】あらゆる活動の基盤となる通信ネットワークの整備

【施策②】新たな平場の確保や防災力強化による安全・安心な生活拠点の整備

【施策③】命・財産を守る気候変動に対応した流域治水の推進

【施策④】道路ネットワークの強靱化・リダンダンシーの確保

村民の皆様からの主な意見・要望(概要)

- ・頭地地区などに平場が必要。
- ・宮園地区や鶴地区など、川を生かしたまちづくりを進めてほしい。
- ・清流川辺川を生かした新たな産業を創出してほしい。
- ・道の駅の改修が必要。

【これまでの取組み】

五木村では、五木の子守唄や、16年連続水質日本一の清流川辺川などの豊かな自然環境を活用した観光振興を進めており、近年では、水没予定地への観光交流拠点の整備等により、新たな観光ニーズも生まれてきた。

【今後の課題】

五木村の清流川辺川をはじめとした豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かし新たな振興策を進めていく必要がある。



<目指す姿の実現に向けて取り組むべき施策>

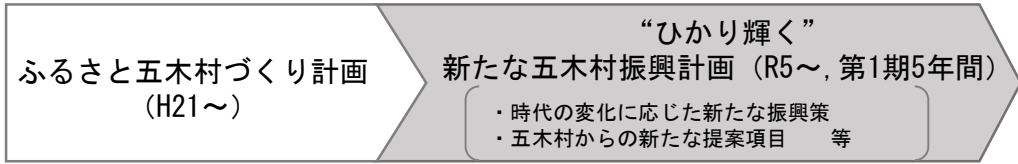
【施策①】豊かな自然を生かしたまちづくりの推進

【施策②】自然や観光・物産施設を生かした交流人口の拡大

IV 計画の着実な実現に向けて

1. 計画の期間

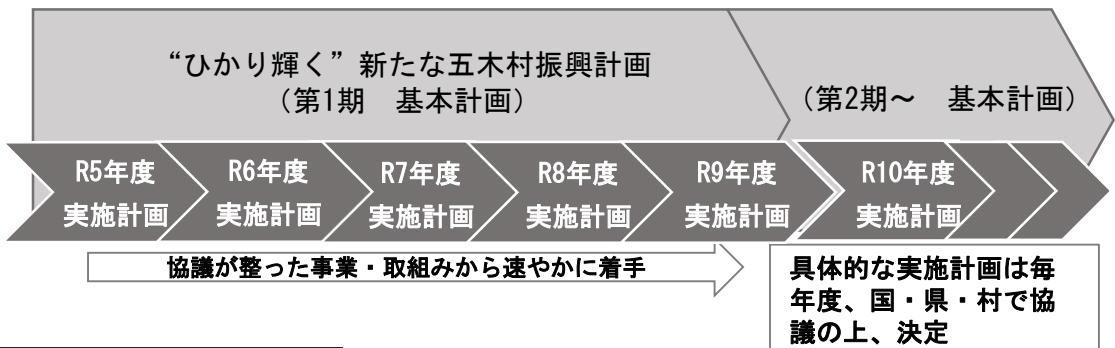
本計画の期間は、令和5年度から5年間で第1期とし、その後も含め今後の社会情勢や村を取り巻く状況の変化を踏まえ、概ね5年毎に計画全体の見直しを行うものとする。



2. 迅速かつ効果的な事業の推進

具体的な事業については、基本計画の取組みの方向性を踏まえ、毎年度実施計画を策定し、協議が整ったものから速やかに着手する。

また、村民の意向や社会情勢等を踏まえ、適宜、必要な事業の追加・見直しを行いながら、効果的な事業の推進を図る。



3. 計画の実効性の確保

(1) 推進体制の整備

五木村の新たな振興に向けては、国、県が連携し、五木村と一体となって、本計画に掲げる取組みを進めていく必要がある。

そのため、国・県・村は、毎年度、五木村の振興を協議する場を開催し、本計画に基づく事業の進捗状況を確認するとともに、次年度の実施計画を策定する。



(2) 財政上の措置

国・県において、本計画に掲げる取組みの推進に必要な財政上の措置を最大限講ずることとする。

參考資料

熊本県五木村振興推進条例

平成20年12月22日条例第69号

(改正) 平成31年3月22日条例第28号 令和4年12月27日条例第49号

昭和41年に発表された川辺川ダム建設計画においては、五木村は村の中心部の移転を余儀なくされ、村を挙げての反対運動が激化するなど、大きな混乱を招き、五木村は疲弊の一途をたどることとなった。

これ以上の村の衰退を防ぎ、何より下流域の方々の命と財産を守るため、五木村は、平成8年に、川辺川ダム本体工事の着工に同意する協定を締結し、ダムを受け入れるという苦渋の決断に至った。

しかしながら、ダムを前提とした村づくりを進める中、下流域を中心に川辺川ダム反対運動が広がり始め、再び、川辺川ダム問題は地域を分断する問題へと発展した。そうした状況の中、平成20年に熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を表明し、平成21年には国土交通大臣により川辺川ダム建設の中止が表明された。

五木村は、川辺川ダム建設中止という国及び県の政策転換により、村の振興の方向性の転換を余儀なくされることになった。

このため、国、県及び五木村は、生活再建事業や基盤整備、さらには観光振興、移住・定住の促進など、ダムを前提としない新たな村づくりに懸命に取り組んできた。その結果、これまで一定の成果も出ているものの、依然、人口の流出や高齢化に歯止めがかからない状況となっている。

そのような状況の中、令和2年7月、これまでに経験したことがないような豪雨が発生し、五木村を含む球磨川流域を中心に大きな被害をもたらした。これを受け、国及び県は二度とこのような被害を起こさないよう、球磨川流域の安全・安心の確保に向け、川辺川の新たな流水型ダムが盛り込まれた球磨川水系河川整備計画を策定した。

このことで、五木村は、再度、村の振興の方向性の転換を強いられ、村の混乱、疲弊は極限に達している状況となっている。

このため、国及び県は、半世紀以上にわたり、ダム問題に翻弄され続けてきた五木村の苦難の歴史を受け止め、下流域の安全のため、苦渋の決断を受け入れてきた五木村への感謝の思いと共に、新たな村の振興に最大限努力していく責務がある。

ここに、五木村の振興を県政の最重要課題と位置付け、その推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、川辺川ダム問題に長きにわたり翻弄され続けてきた五木村の振興を強力に推進することを目的とする。

(体制の整備)

第2条 県は、五木村の振興に取り組むため、必要な体制を整備するものとする。

(振興計画の策定及び推進)

第3条 県は、五木村の振興をより一層効果的に推進するための計画(以下「振興計画」という。)を国及び五木村と一体となって策定するものとする。

2 知事は、振興計画に掲げる取組を確実に推進するため、毎年度、その取組の進捗状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第4条 県は、振興計画を実施するため、必要な財政上の措置を最大限講ずるよう努めるものとする。

(国への要請)

第5条 県は、五木村の振興に係る課題が、国の施策及び予算へ反映されるよう、国に対して提案及び要請を行うものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、この条例の施行後おおむね5年を超えない期間に、社会経済状況の変化等を勘案して、この条例について必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成31年3月22日条例第28号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月27日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県五木村振興基金条例

平成21年3月6日条例第1号

(設置)

第1条 川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興に資するため、熊本県五木村振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

五木村を巡る主な歴史

- 昭和38年～40年 3年連続で川辺川・球磨川で大水害が発生
- 昭和40年 熊本県知事が建設大臣に対して川辺川におけるダム建設を陳情
熊本県議会・人吉市議会が建設省に球磨川の抜本的な治水対策を要望
- 昭和41年 建設省が川辺川ダム建設計画を発表
五木村議会がダム建設反対を決議
- 昭和51年 建設省が川辺川ダム基本計画を告示
以後、国が計画に基づきダム建設事業（公共施設の移転、付替道路の整備、
代替地造成等）を実施
五木村水没者地権者協議会が「川辺川ダム基本計画取消請求訴訟」等を提訴
- 昭和57年 五木村議会がダム反対決議を解除
- 昭和58年 農林水産省が国営川辺川土地改良事業に着手
- 昭和59年 五木村水没者地権者協議会が訴訟取下げ
（国、県、村がダム建設に関する協定締結）
農林水産省の国営川辺川土地改良事業の当初計画（利水）が確定
- 昭和61年 建設省が水源地域整備計画を告示
以後、国・県・村が計画に基づき生活環境や産業基盤の整備（道路、治水、
治山、水道、施設整備等）を実施
- 平成 6年 農林水産省が国営川辺川土地改良事業の変更契約を決定
- 平成 8年 利水事業対象農家等が農水大臣に国営川辺川土地改良事業変更に対する
異議申し立て棄却決定の処分取消を求めて提訴
ダム本體工事着工同意に伴う協定締結（国、県、村）
- 平成13年 五木村が「村の再建推進を訴える村民大会」を開催
球磨川漁協が臨時総会で漁業補償契約案を否決
「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催（「住民討論集会」、平成15年まで計9回開催）
- 平成15年 農林水産省が川辺川利水訴訟福岡高裁判決で逆転敗訴し、上告断念により敗訴確定
新利水策定に向けた事前協議開始（平成18年7月まで計78回開催）
- 平成17年 五木村が「川辺川ダム本體工事の早期着工と村の再建を求める村民集会」を開催
- 平成19年 農林水産省が利水計画の撤退を表明
球磨川水系河川整備基本方針を策定
電源開発が発電事業の撤退を表明

- 平成20年 熊本県知事が川辺川ダム建設計画の白紙撤回表明
五木村長が熊本県知事に抗議文を提出
熊本県が五木村振興推進対策本部を設置
五木村が国土交通省に「川辺川ダムの早期完成と村再建」を要望
五木村が熊本県に「川辺川ダム事業に付随する社会基盤整備や地域振興への支援」などを申し入れ
熊本県が「住民説明会」を開催し、知事が村民と意見交換を実施
熊本県議会において議員提案により五木村振興推進条例制定
- 平成21年 国土交通省と熊本県が共同で「ダムによらない治水を検討する場」を設置
(平成27年まで計12回、幹事会5回開催)
熊本県議会において五木村振興基金条例制定・基金への10億円積立てを表明
国土交通大臣が川辺川ダム本体工事中止を表明
国土交通大臣が川辺川ダム建設予定地を視察し、村民との意見交換を実施
県と村が共同で「ふるさと五木村づくり計画」を策定
- 平成22年 国、県、村で「五木村の今後の生活再建を協議する場」を設置
(計14回開催)
- 平成23年 第5回協議する場で、五木村の生活再建について国・県・村で合意
県が村の振興に必要な基盤整備事業を支援するため50億円の財政負担表明
国がダム事業として4事業の実施を確認(平成25年3月に全て完成)
- 県が表明した財政支援や国の交付金等を活用し、水没予定地の施設や国道445号の整備など、基盤整備事業を推進
- 平成24年 五木村の生活再建に関する補償法案閣議決定
(衆議院解散により、補償法案廃案)
- 平成27年 「球磨川治水対策協議会」を設置(令和元年まで計9回、首長会議4回開催)
- 令和元年 五木村振興推進条例一部改正
県と村が共同で新たな「ふるさと五木村づくり計画」を策定
- 県の新たな財政支援(約3億円)を活用し、観光・物産振興、林業振興、商工業振興、移住・定住の促進の重点4分野をもとに村の振興を推進
- 令和 2年 令和2年7月豪雨の発生
熊本県知事が、川辺川への新たな流水型ダムの建設を国土交通省に要請
- 令和 3年 「球磨川水系河川整備基本方針」変更
国土交通省が流水型ダムの諸元を公表
- 令和 4年 流水型ダムの「法と同等の環境影響評価」手続きが開始
国土交通省が環境配慮レポートを公表
流水型ダムを含む「球磨川水系河川整備計画」を策定
国土交通省が環境影響評価方法レポートを公表
五木村振興推進条例一部改正
- 五木村の振興を県政の最重要課題として強力に推進
- 令和 5年 “ひかり輝く” 新たな五木村振興計画を策定

発行者：熊本県
所 属：球磨川流域復興局
発行年度：令和5年度（2023年度）